

2 骨子案(山梨県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和41年7月1日厚生省令第19号)
------	--

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【養護老人ホーム】 従=従うべき基準、標=標準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針(第2条)	<p>・非常災害対策(第8条)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>①非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>②避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>・その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
参	構造設備の一般原則(第3条)	
参	設備の専用(第4条)	
従	職員の資格要件(第5条)	
従	職員の専従(第6条)	
参	運営規程(第7条)	
参	非常災害対策(第8条)	
参	記録の整備(第9条)	
標	規模(第10条)	
従・参	設備の基準(第11条)	
従	職員の配置の基準(第12条)	
参	居室の定員(第13条)	
参	入退所(第14条)	
参	処遇計画(第15条)	
従・参	処遇の方針(第16条)	
参	食事(第17条)	
参	生活相談等(第18条)	
参	居宅サービス等の利用(第19条)	
参	健康管理(第20条)	
参	施設長の責務(第21条)	
参	生活相談員の責務(第22条)	
参	勤務体制の確保等(第23条)	
参	衛生管理等(第24条)	
参	協力病院等(第25条)	
従	秘密保持等(第26条)	
参	苦情への対応(第27条)	
参	地域との連携等(第28条)	
従	事故発生の防止及び発生時の対応(第29条)	